

教職第 1 4 6 3 号
令和 5 年 3 月 2 4 日

各市町村教育委員会教育長 }
各市町村立学校長 } 様

埼玉県教育局教育総務部教職員課長
(公印省略)

通勤手当に係る鉄道運賃等の改定に伴う事務処理について（通知）

日頃から給与等の適正な支給について格別の御協力をいただき厚く御礼申し上げます。令和 5 年 3 月より各鉄道及びバス会社において運賃改定がされております。つきましては、交通機関を利用して通勤を行う職員の運賃改定に伴う通勤手当の事務処理については、下記のとおり行う必要がありますので御留意ください。

なお、市町村教育委員会におかれましては市町村立学校への転送は不要です。

記

1 事実発生日の取扱いについて

(1) 定期券により認定されている場合

支給単位期間が運賃改定日をまたいでいる場合、運賃改定日をもって即日に改定後の運賃が適用されるのではなく、運賃改定日をまたいだ支給単位期間における最後の月の末日をもって変更の事実が生じたものとみなします。

6 か月定期券による認定を受けている職員のみなし事実発生日は次表のとおりとなります。（改定日：令和 5 年 3 月 1 8 日の場合）

ただし、金額式 IC 定期券により認定されている場合で、認定されている定期券では改定後に新たに運賃の負担が生じる場合には、運賃改定日が事実発生日となります（別添資料参照）。

(運賃改定日：令和5年3月18日の場合)

支給月	みなし事実発生日
4月、10月	令和5年3月31日
5月、11月	令和5年4月30日
6月、12月	令和5年5月31日
7月、1月	令和5年6月30日
8月、2月	令和5年7月31日
9月、3月	令和5年8月31日

なお、新幹線通勤の職員については、3か月定期券での認定となっているので、下表のとおりとなります。

支給月	みなし事実発生日
4月、7月、10月、1月	令和5年3月31日
5月、8月、11月、2月	令和5年4月30日
6月、9月、12月、3月	令和5年5月31日

(2) 回数券又はＩＣカードにより認定されている場合
運賃改定日が事実発生日となります。

2 通勤届の取扱い及び給与報告

運賃改定に伴う通勤手当額の改定は、通勤届の裏面の「確認及び決定欄」で行ってください（別紙参照）。この場合には、職員から届を再度提出していただく必要はありません（職員が自ら経路変更を申し出た場合は届の提出が必要です。）。

また、運賃改定に伴う認定を行った職員の給与報告について、遺漏のないようにお願いします。

教職員課 給与制度・退職手当担当

※お問い合わせは、原則質問票により 県費事務担当 をお願いします。

E-Mail a6660-09@pref.saitama.lg.jp

F A X 048-825-0013

別紙

普通交通機関等において運賃が改定された場合の通勤届の事務処理について

通勤届（裏面）の下欄を使用し、改定後の普通交通機関等の運賃により認定すること。

なお、平成19年3月9日付け教職第1334号「学校職員の通勤手当の運用について」の一部改正について（通知）による改正前の通勤届を使用し、運賃等改定、支給単位期間変更等及び返納に係る確認及び決定欄が不足している場合は、新たな通勤届の裏面により改定処理を行い、現在の通勤届に添付することで差し支えありません。

【記入例1】 運賃改定日が3月18日で支給月が4、10月の場合（電車認定されている場合）

確認及び決定欄				令和2年 4月 1日 受理					
普通交通機関利用者	順序	算出の基礎となる普通交通機関等 普通交通機関等の名称	定期券回数券その他の別 利用区間	運賃等の額の算出基礎	運賃等相当額	1箇月当たりの運賃等相当額	普通交通機関等認定の始期	支給月 (毎月支給は省略)	備考
	1	JR線	大宮～浦和	6か月定期券	25,290円	25,290円 (6箇月)	4,215円	令和2年 4月	4・10
	2					円	円		
	3					円	円		
	4					円	円		
自動車等の額（自動車等の使用距離 km）（加算額 円）				円					
普通交通機関等と自動車等の合計額 円				1箇月当たりの運賃等相当額の合計額 4,215円					
1箇月当たりの運賃等相当額が55,000円を超えるとき				$(55,000 + (\quad)) \times [\quad \text{箇月}] = \text{円}$ (差額2分の1相当額(20,000円が限度) 円) 令和 年 月から					

運賃等改定、支給単位期間変更等及び返納に係る確認及び決定欄					
☒ 運賃等改定 ☐ 規定改正 令和5年4月1日適用					
☐ 支給単位期間変更					
普通交通機関等					
	定期券等の別	運賃等相当額	1箇月当たりの運賃等相当額	普通交通機関等の認定の始期	支給月(認定月)
1	6か月定期券	27,060円 (6箇月)	4,510円	令和5年4月1日	4・10
2		(箇月)	円	から	
3		(箇月)	円	から	
4		(箇月)	円	から	
自動車等 (km) 円					
1箇月当たりの運賃等相当額の合計額 4,510 円					
自動車等					
年 月適用		加算額 円	55,000円を超えるとき 円		
年 月適用		加算額 円	55,000円を超えるとき 円		

☐ 返納 返納事由(規則第12条の2第1項):				
対象普通交通機関等(新幹線鉄道等)	払戻金相当額(払戻金1/2相当額)の算出基礎	払戻金相当額(払戻金1/2)	事発発生年月	
1		円	年 月	
2		円	年 月	
3		円	年 月	
4		円	年 月	
令和5年 4月 3日決定				
備考: 令和5年3月18日 JR線運賃改定				
取扱者確認欄	署名	署名	署名	

【記入例2】運賃改定日が3月18日で支給月が6、12月（支給単位期間が運賃改定日をまたぐ）の場合
（電車で認定されている場合）

確認及び決定欄					令和2年 6月 1日 受理					
普通交通機関利用者	順路	算出の基礎となる普通交通機関等		定期券回数券その他の別	運賃等の額の算出基礎	運賃等相当額	1箇月当たりの運賃等相当額	普通交通機関等認定の始期	支給月 (毎月支給は省略)	備考
		普通交通機関等の名称	利用区間							
	1	JR線	大宮～浦和	6か月定期券	25,290円	25,290円 (6箇月)	4,215円	令和2年 6月	6・12	
	2					()円 ()箇月	円	円		
	3					()円 ()箇月	円	円		
	4					()円 ()月	円	円		
自動車等の額（自動車等の使用距離 k m）（加算額 円）										
普通交通機関等と自動車等の合計額 円 1箇月当たりの運賃等相当額の合計額 4,215円										
1箇月当たりの運賃等相当額が 55,000円を超えるとき $(55,000 + ()) \times [() 箇月] = () 円$ (差額2分の1相当額(20,000円が限度) 円) 令和 年 月から										

運賃等改定、支給単位期間変更等及び返納に係る確認及び決定欄									
☒ 運賃等改定 ☐ 規定改正 令和5年6月1日適用 ☐ 支給単位期間変更 普通交通機関等					自動車等				
定期券等の別	運賃等相当額	1箇月当たりの運賃等相当額	普通交通機関等の認定の始期	支給月 (毎箇月)	年 月適用	加算額 円	55,000円を超えるとき 円		
1 6か月定期券	27,060円 (6箇月)	4,510円	令和5年6月から	6・12					
2	()円 ()箇月	円	から						
3	()円 ()箇月	円	から						
4	()円 ()箇月	円	から						
自動車等 () km 円									
1箇月当たりの運賃等相当額の合計額 4,510 円									

返納				
返納事由(規則第12条の2第1項):				
対象普通交通機関等(新幹線鉄道等)	払戻金相当額(払戻金1/2相当額)の算出基礎	払戻金相当額(払戻金1/2)	事実発生年月	
1		円	年 月	
2		円	年 月	
3		円	年 月	
4		円	年 月	
令和5年 6月 1日決定				
備考: 令和5年 3月18日 JR線運賃改定 (令和5年5月31日を事実発生日とみなす)				
取扱者確認欄	署名	署名	署名	

【記入例3】運賃改定日が3月16日で支給月が5、11月（支給単位期間が運賃改定日をまたぐ）の場合
で、新たな負担の生じる金額式IC定期券で認定されている場合

確認及び決定欄				令和2年 5月 1日 受理						
普通交通機関利用者	順路	算出の基礎となる普通交通機関等		定期券回数券その他の別	運賃等の額の算出基礎	運賃等相当額	1箇月当たりの運賃等相当額	普通交通機関等認定の始期	支給月 (毎月支給は省略)	備考
		普通交通機関等の名称	利用区間							
	1	国際興業バス	■■■バス停 ～〇〇駅東口、 ××駅西口 ～〇〇バス停	6か月定期券 (金額式/ IC定期券、 設定運賃 (240円))	52,850円	52,850円 (6箇月)	8,808.33円	令和2年 5月	5・11	
	2					円 (箇月)	円	円		
	3					円 (箇月)	円	円		
	4					円 (月)	円	円		
自動車等の額 (自動車等の使用距離 k m) (加算額 円) 円										
普通交通機関等と自動車等の合計額 円 1箇月当たりの運賃等相当額の合計額 8,808.33円										
1箇月当たりの運賃等相当額が 55,000円を超えるとき $\{55,000 + ()\} \times [箇月] =$ 円 (差額2分の1相当額 (20,000円が限度) 円) 令和 年 月から										

運賃等改定、支給単位期間変更等及び返納に係る確認及び決定欄					
☒ 運賃等改定 ☐ 規定改正 令和5年4月1日適用					
☐ 支給単位期間変更					
普通交通機関等					
	定期券等の別	運賃等相当額	1箇月当たりの運賃等相当額	普通交通機関等の認定の始期	支給月(仮定期)
1	6か月定期券 (金額式/IC定期券、設定運賃 (250円))	57,200円 (6箇月)	9,533.33円	令和5年4月 から	4・10
2		円 (箇月)	円	から	
3		円 (箇月)	円	から	
4		円 (箇月)	円	から	
自動車等 (k m) 円					
1箇月当たりの運賃等相当額の合計額 9,533.33 円					
自動車等 加算額 円 55,000円を超えるとき 年 月適用 円					
取扱者確認欄 年 月適用 円 55,000円を超えるとき 円					

返納 返納事由 (規則第12条の2第1項) :			
対象普通交通機関等 (新幹線鉄道等)	払戻金相当額 (払戻金1/2相当額) の算出基礎	払戻金相当額 (払戻金1/2)	事実発生年月
1 国際興業バス	$52,850円 \div 181日 (11 \sim 4月の日数) \times 30日 (4月の日数) = 8,760円$	8,760円	令和5年 3月
2		円	年 月
3		円	年 月
4		円	年 月
令和5年 3月 24日決定			
備考: 令和5年 3月 16日 国際興業バス運賃改定 (改定により新たな負担が生じるため、運賃改定日を事実発生日として改定)			
取扱者確認欄	署名	署名	署名

別添

バス運行会社の金額式 IC 定期券価額により認定されている場合の運賃改定に伴う通勤手当の事務処理について（R5.3.16 国際興業バスの運賃改定の場合）

標記の件について該当がある場合、以下を参考に改定後の運賃額等を確認の上、事務処理を行ってください。

1 新たに運賃の負担が生じる場合（国際興業バスの資料より抜粋）

金額式 IC 定期券は、設定運賃の範囲内の区間で利用可能な定期券であるため、運賃改定後の「IC 運賃」が「金額式 IC 定期券の設定運賃」を上回る場合、その差額が「乗越扱い」として乗車ごとに IC カードのチャージ残額から精算されます。

【例】運賃改定後も利用可能期間のある金額式 IC 定期券を所持している場合

（設定運賃：200円区間（運賃改定前））

※ 設定運賃200円区間の運賃改定後の運賃は、220円

この場合、所持している金額式 IC 定期券を運賃改定後に使用した場合の運賃負担

220円（乗車区間の運賃改定後の IC 運賃）－

200円（所持している金額式 IC 定期券の設定運賃）＝20円

⇒ 差額20円が乗越扱いとして乗車ごとに精算されます。

2 通勤手当の事務処理の取扱いについて

原則的な事実発生日の考え方については、通知内1（1）によりますが、現在認定されている金額式 IC 定期券の支給単位期間が料金改定日をまたいでおり、かつ、上記1のように運賃改定後に新たな運賃が生じる場合には、支給単位期間における最後の月の末日を事実発生日とみなすのではなく、料金改定日を事実発生日として改定処理を行います。

【例1】認定されている金額式 IC 定期券の支給単位期間が改定日（R5.3.16）をまたいでおり、運賃改定後に新たな運賃の負担が生じ、かつ、支給単位期間の最後の月が改定日と同月の場合

【例2】認定されている金額式 IC 定期券の支給単位期間が改定日（R5.3.16）をまたいでいるが、運賃改定後に新たな運賃の負担が生じない場合

【例3】認定されている金額式 IC 定期券の支給単位期間が改定日（R5.3.16）をまたいでおり、かつ、支給単位期間の最後の月が改定日の属する月の翌月以降で、運賃改定後に新たな運賃の負担が生じる場合

【例１】 認定されている金額式 IC 定期券の支給単位期間が改定日（R5.3.16）をまたいでおり、運賃改定後に新たな運賃の負担が生じ、かつ、支給単位期間の最後の月が改定日と同月の場合

○現在認定されている金額式 IC 定期券 設定金額：280円区間

支給単位期間：6か月（4月、10月）

○認定区間のバス片道運賃（認定区間が全て国際興業バスの場合）

	運賃改定前	運賃改定後
自宅～自宅最寄駅	現金運賃260円 (IC 運賃252円)	<u>現金運賃280円</u> (IC 運賃280円)
所属最寄駅～所属	現金運賃180円 (IC 運賃178円)	IC 運賃200円 (IC 運賃200円)

⇒ 改定日（3/16）を事実発生日として、4月から改定。
(280円区間の金額式 IC 定期券で認定)

【例２】 認定されている金額式 IC 定期券の支給単位期間が改定日（R5.3.16）をまたいでいるが、運賃改定後に新たな運賃の負担が生じない場合

○現在認定されている金額式 IC 定期券 設定金額：240円区間

支給単位期間：6か月（5月、11月）

○認定区間のバス片道運賃（認定区間が全て国際興業バスの場合）

	運賃改定前	運賃改定後
自宅～自宅最寄駅	現金運賃240円 (IC 運賃231円)	<u>現金運賃240円</u> (IC 運賃240円)
所属最寄駅～所属	現金運賃180円 (IC 運賃178円)	IC 運賃200円 (IC 運賃200円)

※ 改定後も新たな運賃の負担が生じない。

(改定後の IC 運賃（200円、240円）が
認定されている金額式 IC 定期券の設定金額（240円）以内に収まっている。)

⇒ 改定日をまたいだ支給単位期間における最後の月の末日（4/30）をみなし事実発生日として、5月から改定。
(240円区間の金額式 IC 定期券で認定)

【例3】認定されている金額式 IC 定期券の支給単位期間が改定日（R5.3.16）をまたいでおり、かつ、支給単位期間の最後の月が改定日の属する月の翌月以降で、運賃改定後に新たな運賃の負担が生じる場合

○現在認定されている金額式 IC 定期券 設定金額：240 円区間

支給単位期間：6 か月（5 月、11 月）

○認定区間のバス片道運賃（認定区間が全て国際興業バスの場合）

	運賃改定前	運賃改定後
自宅～自宅最寄駅	現金運賃 240 円 (IC 運賃 231 円)	現金運賃 250 円 (IC 運賃 250 円)
所属最寄駅～所属	現金運賃 200 円 (IC 運賃 199 円)	現金運賃 220 円 (IC 運賃 220 円)

※ 改定後に新たな負担が生じる。

（改定後の IC 運賃（250 円）が

認定されている金額式 IC 定期券の設定金額（240 円）を上回っている。）

⇒ 改定日（3/16）を事実発生日として、4 月から改定。

（250 円区間の金額式 IC 定期券で認定（240 円区間ではないので注意））

既に認定されている定期券は払い戻し。（払戻日 3/31）

※払い戻し日は運賃改定日の 3/16 ではないため注意すること。

〈 各月の通勤手当支給額イメージ 〉

支給月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月
国際興業 (金額式 IC 6 か月定期券)		52,850	57,200						
返納			△8,760						
合 計		52,850	48,440						

↑ （運賃改定に伴う認定）

○返納額の計算について

今回の国際興業バスの運賃改定（R5.3.16）により定期券の買いなおしを行う場合は【特例的な「買いなおし」について】の計算により払い戻しがされます。そのため、今回の運賃改定に伴う返納の計算については【特例的な買いなおしの計算】により行います。

※あくまで今回の国際興業バスの運賃改定に伴って、返納が生じた場合の計算方法となります。返納事由が転居等による場合やバス会社、料金改定日等の状況によっては計算方法が異なりますのでご注意ください。

返納額＝旧定期券金額÷通用期間日数（定期券の期間）×通用期間の残日数

52,850 円÷181 日（11～4 月の日数）×30 日（4 月の日数）＝8,760 円

（10 円未満四捨五入）